## 令和6年度第3回車座トーク(8月24日海士町複業協同組合)でいただいた ご意見に対する県の対応

## いただいたご意見

## 県の考え方・対応

## ≪複業協同組合について≫

補助金の額、特に事務局の経費について、 派遣職員数や総労働時間に基づいた柔軟な補 助金の設定を要望したい。

特定の業種、教師、医療福祉、バスの運転 手など、どこも人手不足。補助率を上げるな ど一定の対応をすることで人材確保の一助に なるのではないか。

海士町に無い仕事は他の地域と連携を取りながら、それぞれの産業に特化したような働き方ができるとよい。

島根県内の組合が14、全国では103ある。 それぞれが同様の事務手続を行っているため、一本化・画一化し、特定地域づくり事業の実務に特化したシステムを導入することで、効率的な管理と運営ができ、運用費用も抑えることができるのではないか。 他の組合や市町村にも、同様の課題や意見がないか聞きながら、国に対応を求めていくべき実情があれば、国に制度改正等を働きかけてまいります。

働きたい人がいても、住むところがない。 250 軒くらい住宅や体験施設を役場が抱えて いるが、そこが全ていっぱいな状態。 住まい確保の取組については、まずは市町村において取り組んでいただくものと考えており、県では市町村が行う定住推進住宅の整備事業への補助や空き家バンク登録を推進するための支援を行っております。

移住を検討されている方の希望に沿う住まいをどのよう に確保するかは難しい課題ですが、市町村の取組を関係機 関と連携しながら支援してまいります。

海士町複業協同組合で働く方(アムワーカー)が、費用申請も審査も自分たちで行う自由度の高い独自基金を発足し、起業、創業に向けた取組を進めている。このような資金に、別途補助金があるとよい。

地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出する という、特定地域づくり事業協同組合制度の趣旨からする と、この制度の枠組みの中で、組合に雇用された方の起 業、創業に向けた補助制度を設けることは、難しいと考え ます。

要件等が合えば、起業、創業に対する既存制度の活用が可能だと考えます。

県では、起業、創業に向けた取組に対し、基金に対する 補助はありませんが、地域課題の解決を目的として新たに 起業する方に対して「地域課題解決型しまね起業支援事業 費補助金」を用意し、その起業等に必要な経費の一部を補 助しています。起業の際には活用をご検討ください。